

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定教育・保育施設に対する改善の勧告等
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		子ども・子育て支援法
条 項		第 39 条第 1 項
所 管 課		子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課（電話：048-829-1868）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	子ども・子育て支援法第 39 条第 1 項に掲げる基準。
備 考		